

＜最低賃金・賃金引上げ等生産性向上に向けた
支援事業「業務改善助成金」のご案内＞
～最低賃金改定前に早めの申請を～

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給）を30円以上引き上げた中小企業事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成します。

事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者の数	助成上限額	助成対象事業場
30円以上	1～3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内及び、事業場規模30人以下の事業場
	4～6人	70万円	
	7人以上	100万円	

【相談窓口】

- ・ 最低賃金・賃金引上げのための業務改善に関するご相談
福岡県働き方改革推進支援センター（0800-888-1699）
- ・ 支援事業に関するご相談（申請先）
福岡労働局雇用環境・均等部企画課（092-411-4763）

問合せ先 福岡労働局労働基準部 賃金室

☎ 092-411-4578 FAX 092-411-4875

ホームページアドレス <https://isite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/>